

施工箇所が点在する工事の積算について

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際必要な費用に乖離があるため、共通仮設費、現場管理費を工事箇所ごとに算出することとしています。

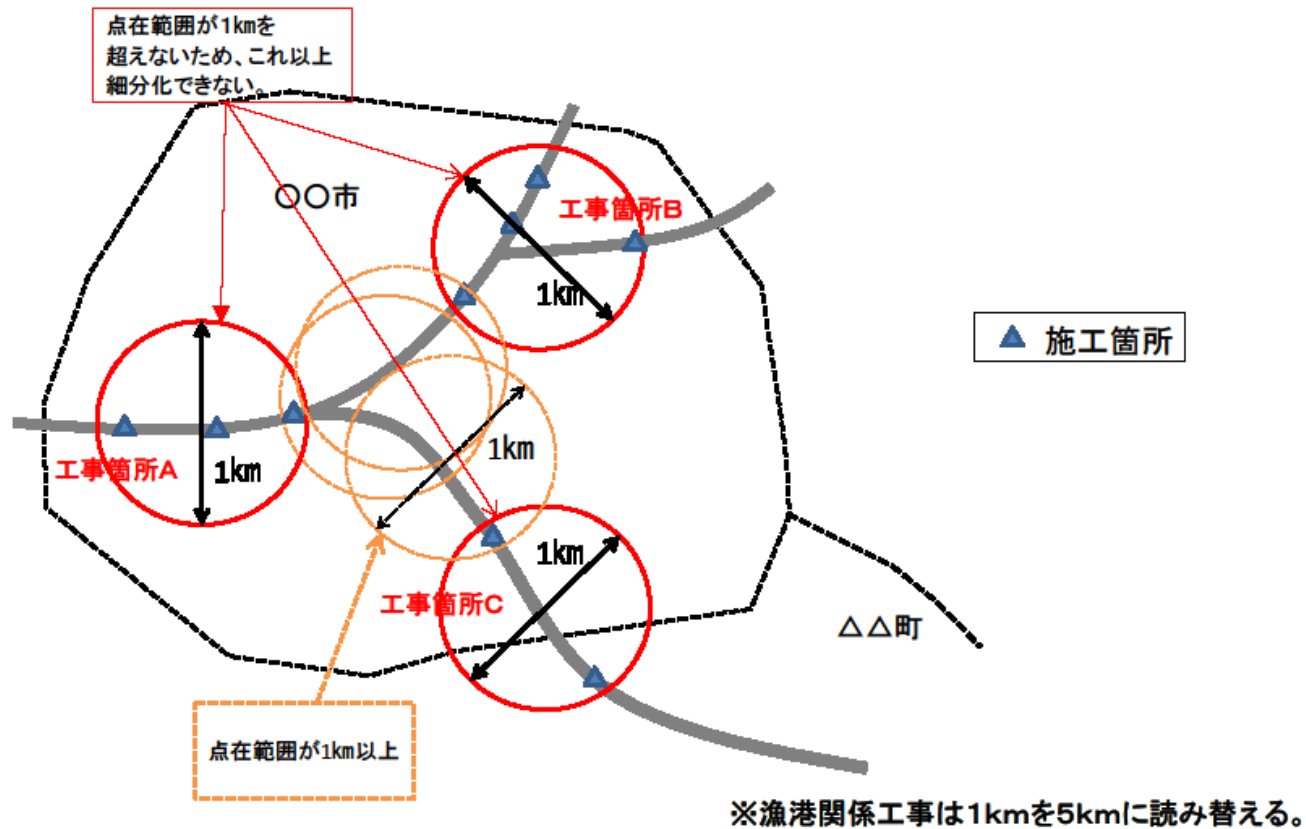
○対象工事

施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を超えて点在する工事を対象としています。

ただし、漁港関係工事は、施工箇所が5km程度を超えて点在する工事を対象としています。

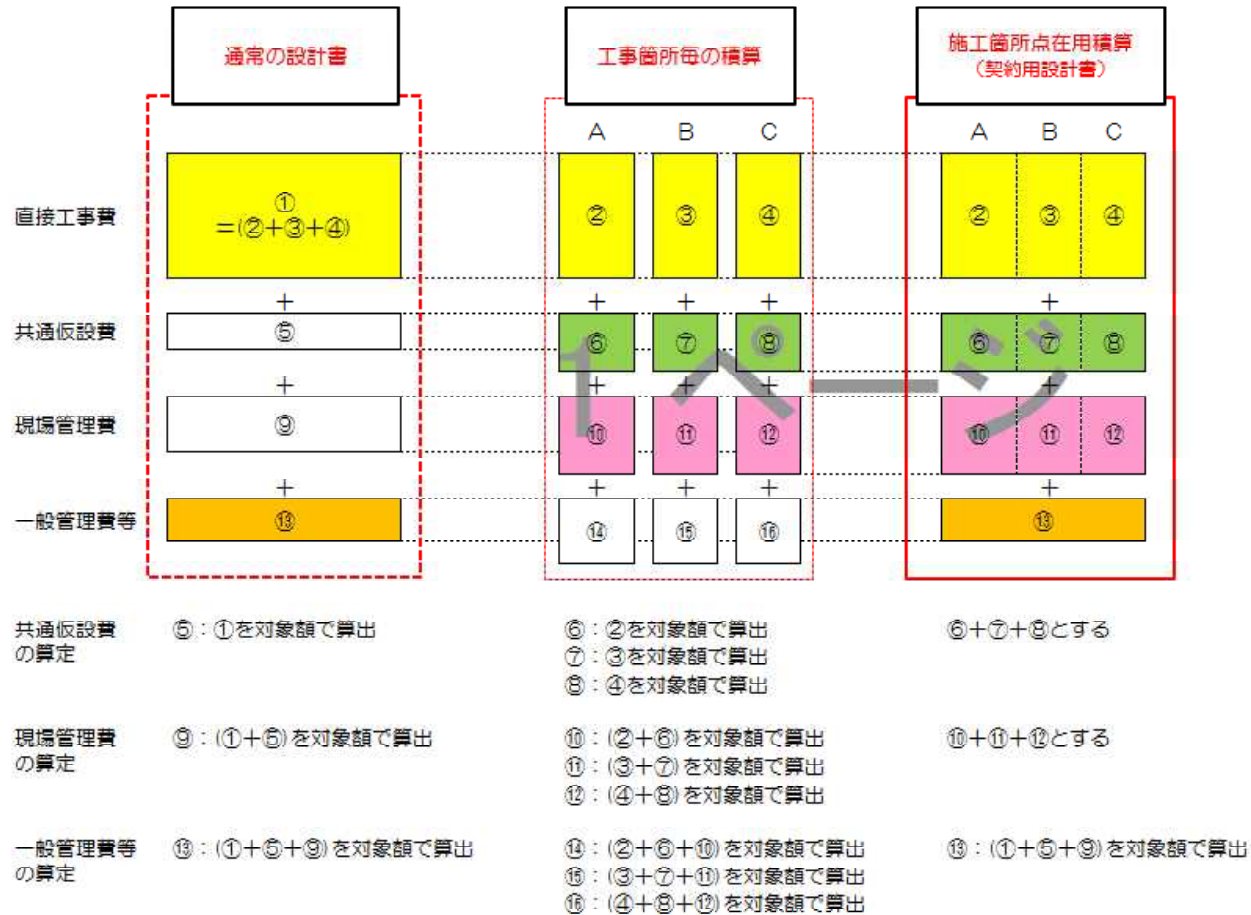
また、この積算による場合は特記仕様書に対象であることを記載しています。

○施工箇所が点在する工事のイメージ



施工箇所が点在する工事の積算方法のイメージ

○工事箇所が3箇所の事例



《留意事項》

1. 点在する施工箇所が1 km程度超えない範囲を1工事箇所として設定し、工事箇所ごとに設計書を作成する。
2. 主たる工種区分は工事全体で判断して設定する。(工事箇所ごとに主たる工種区分を設定しない)
3. 契約用設計書の共通仮設費及び現場管理費は工事箇所ごとに算出した合計額とする。
4. 共通仮設費率及び現場管理費率の補正は工事箇所ごとに設定する。
5. 一般管理費等は工事箇所ごとに分けずに算出する。
6. 一般管理費等算出時の共通仮設費率及び現場管理費率の地域補正係数は、工事箇所ごとに算出した各補正係数のうち、優先順位の高いものとする。